

第 11 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月10日（金）午後2時00分～3時00分

2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室

3. 出席委員 10人
1番 金子 節夫
2番 島田 信成
3番 中野 文子
4番 高田 洋子
5番 齋藤 澄博
6番 横山 宏
7番 松島 章倫
8番 横山 正行
9番 中村 政五郎
10番 小林 修

4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭
専門主任 齊藤 利光

5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案
第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3 報告
第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

6. 会議の概要

会長（横山）	それでは只今から、第11回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。
事務局長（金井）	只今の出席委員数は、10名で御座います。
会長（横山）	事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第11回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。

事務局(國府田)	<p style="text-align: center;"><小林修委員退席></p> <p>2番について事務局より説明を願います。</p> <p>番号2番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りで御座います。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい。」、譲渡人は「農地を相続したが、自身で管理できないので、処分したい」とのことです。その他の状況につきましては、議案書記載の通りで御座います。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、4ページから8ページをご参照してください。なお、こちらも5月8日、1班の皆さんと現地確認を行っております。申請地は、農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p>
事務局(國府田)	<p style="text-align: center;"><小林修委員入場></p> <p>3番について事務局より説明を願います。</p> <p>番号3番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りで御座います。申請理由ですが、譲受人は「農地を確保し、経営規模を拡大したい」、譲渡人は「高齢であり、農地を処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載の通りです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、9ページから12ページを参照してください。なお、こちらも申請地につきましては5月8日、1班の皆さんと現地確認を行っております。申請地は不耕作の状況でありまして、今後取得した際は、農地として適切に管理していくよう申し伝えることといたします。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。こ</p>

	<p>の件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>議案第33号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>議案書3ページをご覧ください。議案第33号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年5月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は「相続にて申請地を取得し、土地地目変更登記を行いたく調査したところ、許可を得ていない農地のままということが判明しました。今後も住宅敷地と通路として利用したく申請いたします。」との事です。転用目的は「通路及び一般住宅用地(追認)」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては13ページから16ページを参照して下さい。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>5番齊藤澄博委員</p>
5番(齊藤)	<p>5番齊藤です。5月8日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字鶉新田字新田地内、案内図は資料13ページ、付近状況図は14ページを参照してください。申請地はその他農地の第二種と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員からの現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議案第34号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より説明をお願いします</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案第34号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年5月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りで御座います。申請理由は「平成18年9月相続を原因として申請地を取得しました。今後の土地利用について思案しておりました所、太陽光発電パネルの設置用地として活用したいとの申し出を受け、当該地の有効活用になると考え、今回の申請に至った次第です。」との事です。転用目的は「太陽光発電設備設置用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては、17ページから20ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>2番島田信成委員</p>
<p>2番（島田）</p>	<p>2番島田です。5月8日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字中野字五料地内、案内図は資料の17ページ、付近状況図は18ページを参照してください。申請地は中野市街化区域から400メートル程のところに位置した、市街地近傍小集団農地と判断されます、又、農地区分は第二種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしく願います。以上です。</p> <p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>2番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りでございます。申請理由は「私は、大泉町内のアパートに住んでいます。自分の家が欲しいと土地を探しておりました所、申請地を譲ってもらえることになりました。申請地は地区計画区域内にあります。資金の用意も調いましたので、自己用住宅を建築したく申請します。」との事です。転用目的は「一般住宅用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては、議案書記載の通りです。資料につきましては、21ページから24ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局より説明が終わりました。この件に関しては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いします。</p> <p>10番小林修委員</p>
<p>10番（小林）</p>	<p>10番小林です。5月8日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料21ページ、付近状況図は22ページを参照してください。申請地は国道354狸塚南交差点から北へ200メートルぐらいに位置し周辺にも住宅があり農地の広がりがない状況です。農地区分は第2種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議を</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>3番について事務局より説明を願ひます。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書5ページをご覧下さい。番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載の通りでございます。申請理由は「私達は現在、館林市内の賃貸住宅に住んでいます。自分の家が欲しいと土地を探しておりました所、申請地を譲ってもらえる事になりました。申請地は、地区計画区域内にあります。資金の用意も調べましたので、自己用住宅を建築したく申請します。」との事です。転用目的は「一般住宅用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては、25ページから28ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>10番小林修委員</p>
<p>10番（小林）</p>	<p>10番小林です。5月8日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字江原地内、案内図は資料の25ページ、付近状況図は26ページを参照してください。申請地は国道354セブン・イレブン狸塚南店から北へ300メートルくらいに位置しており、第1種農地と判断されます。地区計画区域内にあり、集落接続しており不許可の例外と考えられます。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員からの地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>4番について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りでございます。申請理由は「私共会社は、主にペットフード等をネットにより注文を受け、仕分け梱包し、お客様に届ける業務を行っております。町内の倉庫において就業している人数は、正社員34名、派遣従業員75名、パート従業員等、計297名となります。現在、駐車場として、会社内64台、申請地東側駐車場一部に38台、約800メートル離れた狸塚地内に140台、計242台を確保しておりますが、不足しております。約800メートル離れた駐車場については、送迎バスを利用しておりますが、契約期間が1年ほどで切れ、更新出来ないとの回答で有り、代替地を探しておりました、申請地には112台収容でき、足りない分は通行上支障の無い範囲で対応していく所存でございます。何卒、私共会社の諸事情をお含みの上、お願い申し上げます。」との事です。転用目的は「露天駐車場用地（賃貸借）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては、29ページから32ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>2番島田信成委員</p>
<p>2番（島田）</p>	<p>2番島田です。5月8日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字鞍掛地内、案内図は資料の29ページ、付近状況図は30ページを参照してください。申請地は鞍掛第三工業団地から西に50メートル程の所に位置した市街地</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>近傍小集団農地と思われます。又、農地法は第1種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p> <p>担当委員から現地調の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>5番について。事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書6ページをお開き下さい。番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りでございます。申請理由は「現在、私共夫婦は、娘たちと同居していますが、夫婦だけで独立して生計を営みたく思い、申請地を売買により取得し、自己居住用住宅を建築し利用いたしたく申請します。」との事です。転用目的は「一般住宅用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては、33ページから36ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>5番齊藤澄博委員</p>
<p>5番（齊藤）</p>	<p>5番齊藤です。5月8日、1班と事務局で現地調査を行いました。申請地は大字篠塚字水立地内、案内図は資料の33ページ、付近状況図は34ページを参照してください。申請地は地区計画区域内その他農地、第二種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員から現地調の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>報告第12号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、報告をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書7ページをご覧ください。報告第12号。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。次の通り農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和6年5月10日、邑楽町農業委員会会長横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りでございます。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです、資料につきましては37ページを参照して下さい。以上、報告といたします。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第11回邑楽町農業委員会総会を閉会します。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和6年5月10日

邑楽町農業委員会 会長 _____

委員 _____

委員 _____